

**世界で売れるチカラ、鍛えます。**  
**海外販路開拓プログラム「セカチャレ」企画運營業務**  
**委託仕様書**

本仕様書は、高松商工会議所（以下「本所」という）が行う、世界で売れるチカラ、鍛えます。海外販路開拓プログラム「セカチャレ」企画運營業務委託（以下「本業務」という）に適用するものとする。

**1 業務名**

世界で売れるチカラ、鍛えます。海外販路開拓プログラム「セカチャレ」企画運營業務

**2 業務の目的**

本業務は、国内需要が縮小する一方で日本産食品への関心が高まる海外市場に目を向け、海外展開への意欲および生産・品質管理体制を有する食品製造業の中小事業者を対象に、海外展開への意欲醸成と「世界で売れる力」の向上を通じて、実践的な海外販路開拓の実現を支援することを目的とするものである。

本事業「セカチャレ」では、事業者選定会から事業者を海外市場に適応させるための個別プランニング支援、台湾市場でのテストマーケティング及びアフターフォローまで、一貫した伴走型支援を実施する。これら一連の取り組みにより、事業者が持続的に海外販路開拓を進められるよう、事業の企画・運営を一体的に担う委託事業者を選定し、支援を迅速かつ的確に実施するものである。

**3 委託期間**

契約締結日から 2027 年 2 月 28 日まで

**4 提案上限**

金 2,380,000 円（消費税および地方消費税を含む）

※受託者が本事業を遂行するに当たり必要となる一切の費用を含み、本所は契約金以外の費用を負担しない。

**5 対象者**

本業務の支援対象者は、原則本所の管内に本社（本店）または営業所があり、海外展開への意欲および生産・品質管理体制を有する中小食品製造業者（以下「事業者」という）とする。なお、対象者の支援に必要なコーディネーター・バイヤーの所在地は本所管内に限らない。

**6 業務内容**

**（1）支援事業者選定会に関する業務**

本選定会は、参加申込があった事業者の中から、熱意および海外への販路開拓の可能性を有する事業者を選定することを目的とする。プレゼンテーション形式で開催し、受託者は審査員として参加し、商品内容・事業者の姿勢・意欲等をもとに評価を行う。合計得点の高い上位 2 者を

支援事業者として選定する。

- ・開催時期 2026年8月21日（予定）
- ・開催場所：本所1階事務局 相談コーナー1
- ・想定申込事業者数：5者程度
- ・審査員構成：当所経営指導員2名および受託者

受託者は、「支援事業者選定会」において、以下の業務を遂行するものとする。

- ① 審査表の作成
- ② プレゼンテーションの審査およびフィードバック
- ③ 商品特性に基づいた専門的視点からの選定支援
- ④ 審査基準に基づく総合的な助言の提供

## （2）海外展開個別プランニング支援に関する業務

支援事業者が保有する商品を「いかにして海外市場で売っていくか」という具体的な手法と戦略を構築することを目的に、専門家による個別コンサルティングを実施する。単なる知識の伝達にとどまらず、輸出における実務的な障壁（法規制、コスト、物流）を解消し、事業者自身が海外展開の全体像を把握し、自発的に販路開拓へ取り組める状態を構築することを目的とする。

支援は、本所の経営指導員及び専門家同行のもと実施し、現状の把握および課題抽出を行い、段階的な戦略立案支援を実施する。支援回数は、1事業者あたり各2回を基本とし、実施期間は2026年9月から2026年11月末までとする。なお、開催方法については、対面もしくはオンラインで実施するものとする。

受託者は、「海外展開個別プランニング支援」において、以下の業務を遂行するものとする。

- ① 商品や経営状況に関するヒアリングおよび実務的な輸出課題の特定
- ② 台湾市場における販売価格の設定支援（輸出原価、関税、現地マージン等を考慮したシミュレーション）
- ③ 商品の魅力やストーリー性、付加価値を高めるための提案
- ④ 台湾でのテストマーケティングに向けてのフォロー
- ⑤ 支援内容に基づく行動計画（アクションプラン）の策定支援
- ⑥ 本所経営指導員との連携による進捗フォロー体制への協力

## （3）台湾テストマーケティングに関する業務

個別相談を通じて整理した戦略や仮説に基づき、台湾市場における一般消費者の受容性を検証し、今後の商品改良および商談・成約に向けた具体的な方向性を検討する場として、現地でのテストマーケティングを実施する。

- ・開催時期：2026年12月～2027年1月のうち本所と協議する期間
- ・開催場所：台湾現地の商業施設または催事会場等
- ・支援対象：選定された2事業者
- ・想定輸送量：計30ケース程度（内訳：20個入/ケース × 5ケース × 各社3種類の商品、計6種類）を想定するが、事業者の商品サイズや性質等によりこれに限らない。最終的な

数量等は本所と協議の上決定する。

受託者は、「台湾テストマーケティング」において、以下の業務を遂行するものとする。

① 事前準備および会場調整業務

- ・台湾現地会場との交渉、使用許可申請等の代行およびスペースレンタル料の支払い。
- ・全体企画・推進および設営・運営・撤去計画の策定。
- ・会場レイアウト、コーナーサイン、事業者名表示等のデザイン・制作および販促備品の準備。
- ・現地販売スタッフ（2名程度）の確保および教育・運営管理。

② 輸出入・物流実務およびローカライズ対応

- ・日本から台湾への輸出代行、台湾での輸入代行。
- ・関税・輸入消費税等の諸経費の支払い対応。
- ・台湾国内での物流管理。
- ・台湾の法規制に基づく中文表示ラベルのデータ作成、印刷および貼付作業一式。

③ テストマーケティングの運営および会計管理業務

- ・試飲・試食の実施、チラシ配布等の誘客対応、売上高・販売個数の確認。
- ・現地通貨およびキャッシュレス決済の運用管理。
- ・売上精算：為替レート等を考慮し、事業終了後、速やかに事業者ごとに精算を行い、本所が指定する期日までに入金処理を完了させること。
- ・在庫管理：売れ残り商品の事業者への返却手配。

④ アンケート調査票の作成および、消費者へのアンケート調査の実施

- ・台湾消費者の嗜好、価格受容性、パッケージ評価等を正確に把握するための項目設計、および設問内容の現地語翻訳。

⑤ テストマーケティング・アンケート調査の実施結果に基づく個社別・商品別の分析レポートの作成

- ・催事販売の売上実績およびアンケート結果を属性別・項目別に集計し、グラフ等を用いて分かりやすく整理すること。

(4) アフターフォロー個別面談業務

本事業における成果を振り返り、台湾でのテストマーケティングで得られた現地の反応や、輸出実務を通じた経験・気づきを事業者の経営に効果的に活かすとともに、今後の成約に向けた具体的なアクションプランを策定する支援を行う。支援回数は、1事業者あたり各1回を基本とし、実施期間はテストマーケティング終了後から2027年1月末までとする。なお、開催方法については、対面もしくはオンラインで実施するものとする。

受託者は、「アフターフォロー個別面談業務」において、以下の業務を遂行するものとする。

① 本事業全体のフィードバックを実施する

- ・テストマーケティング後の各社の今後の課題や展望についてヒアリングを実施する。

② アクションプランの策定支援

- ・各事業者の状況に応じて、具体的なアクションプラン策定を支援する。

③ 商品改良およびターゲット再定義の助言

- ・現地の反応を踏まえ、今後実施すべき商品のローカライズ案や、最適なターゲット層の絞り込みを支援する。

#### (5) その他の業務

本業務を円滑に遂行するため、受託者は、本所の担当職員と綿密な連絡を図ることとする。業務責任者が出席して打合せ協議を行うほか、本所又は受託者の必要に応じて、随時、打合せ協議を行うものとする。

なお、受託者は、打合せ協議後速やかに会議録を作成し、本所の確認を受けるものとする。

### 7 委託業務実施計画書並びに見積書の作成

受託者は業務委託契約締結後速やかに、各業務に必要となる期間や人員等を記載した業務実施計画書並びに見積書を作成し、本所に提出しなければならない。

受託者は当該計画書を変更したときは、速やかに本所に提出しなければならない。本所が体制の見直しなど、当該計画書の変更が必要と認めるときには、受託者は協議に応じなければならない。

### 8 業務実施体制

本事業を円滑に進めていくことができる体制を構築するとともに、実施体制図を企画提案書に記載しなければならない。

#### (1) 管理責任者等の配置

委託事業の管理責任者及び、本所又は訪問先との各種調整窓口となる業務担当者を定めること。

#### (2) 安全管理体制

本業務の実施にあたり、活動時の安全体制として、スタッフの配置、責任の所在、連絡体制等を明確にしておくこと。

### 9 実施報告書等の提出

業務完了後 2027 年 2 月 28 日までに、次の業務成果品を提出すること。様式は任意とする。

- (1) 事業実績報告書 1部
- (2) アンケート分析結果 1部
- (3) 記録写真（カラー）1式
- (4) その他関係資料及び電子データ 1式

### 10 事業の変更・中止

- (1) 事業内容については、参加事業所候補決定後、本所と受託者が協議を行い、本所が指定する内容の詳細を決定する。その際、提出された企画提案書や委託業務実施計画書と異なる内容に決定する場合がある。
- (2) 契約書、仕様書及び委託業務実施計画書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、本所と受託者が協議の上、決定することとする。

## 1 1 個人情報の取扱い

- (1) 個人情報の収集や利用、管理については「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び「高松商工会議所 個人情報保護内規」（平成 17 年 4 月 1 日制定）に則り、適正に個人情報を取り扱うものとする。
- (2) 個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、本所が必要と認める範囲内で収集すること。
- (3) 収集した個人情報を本事業の目的以外の目的で利用したり、他の者に提供したりしないこと。
- (4) 個人情報の取扱者を限定するとともに、業務を行う中で知りえた情報を他のものに知らせ、または不当な目的に利用することがないよう徹底する。
- (5) 収集した個人情報は、漏えい、滅失、棄損等を防止するなど、安全確保の措置を講ずること。
- (6) 保有する必要のなくなった個人情報については、確実かつ速やかに破棄または消去すること。

## 1 2 その他事項

- (1) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は本所に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、本所は、権利留保分についての当該権利を、使用期限の定めなく無償で非独占的に使用できるものとする。
- (2) 成果物は、本所が自由に二次使用（加工、ホームページへの掲載等）できるものとする。
- (3) 受託者の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。
- (4) 受託者は本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、本所の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 受託者は、本件業務を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ本所の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (6) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、本所と打合せを行い、誠意をもって業務を遂行すること。
- (7) 業務の遂行にあたり、第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。なお、トラブルについては直ちに本所へ報告すること。
- (8) 本仕様書に記載のない事項または本仕様書に疑義が生じた場合は、本所および受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (9) 本所は、業務実施過程で参加事業者が想定を大きく下回った場合又は本仕様書記載の内容に変更が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、受託した金額の範囲内において金額の変更又は仕様書の変更に応じること。本業務仕様書に定めのない事項については、本所と協議の上決定するものとする。

以上